

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面をよくお読みください。

商号 株式会社 Capital Leading Company
住所 〒 460 - 0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3 丁目 20 番 5 号(303)
Tel (052) 746 - 9133
金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。
登録番号：東海財務局長（金商） 第 189 号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、サービス区分に基づいて助言報酬をいただきます。

名称	報酬額	助言の方法等
ワンショット銘柄	1 銘柄 9,800 円 (消費税込み)	統計分析を重視し、2 ヶ月から 1 年で大きな上昇を見込める銘柄を提案する。 ワンショット銘柄の販売価格は 1 銘柄につき 9,800 円 (税込) とする。
プレミアムワンショット銘柄	1 銘柄 29,800 円 (消費税込み)	ファンダメンタルズ分析を重視し、2 ヶ月から半年で大きな上昇を見込める銘柄を提案する。 プレミアムワンショット銘柄の販売価格は 1 銘柄につき 29,800 円 (税込) とする。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

（1）クーリング・オフ期間内の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。ワンショット銘柄、及びプレミアムワンショット銘柄のクーリング・オフは銘柄配信後10日を経過するまでの間、書面（eメール）による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。ただし、契約解除にともなう返金金額は0円となります。

（2）クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ア 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - イ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ウ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

1 資本金 900万円

2 役員の氏名 代表取締役 荻巣弘一 取締役 今村亘宏

3 主要株主 荻巣弘一

4 分析者・投資判断者 業務部

荻巣弘一

5 助言者 業務部

荻巣弘一

6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 (052) 746 - 9133

eメールアドレス inquiry@clc-stock.co.jp

7 当社が加入している紛争解決センター

当社は、紛争解決措置として、愛知県弁護士会紛争解決センターと協定を結んでおります。

また、東海財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出については、弊社コンプライアンス部となります。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、行う社内での対応は以下のとおりです。

担当者が苦情の内容を記録するとともに、コンプライアンス部門に報告を行い、コンプライアンス部は代表取締役へ報告をします。

業務部門は、顧客及び社内関係者から十分に事情を聴取し、顧客の正当な利益を損なうことのないよう誠意を持って、かつ迅速に対応します。

業務部門は、事情聴取の結果を踏まえて、コンプライアンス部門と対応方法を協議し、代表取締役への報告、承認を得た上で、顧客に対し、対応案を提示し、解決を図ります。なお、必要に応じ、弁護士等専門家と相談・協議を行います。

苦情等の対応に関与する役職員は、顧客の個人情報について、個人情報保護の観点から適切に取り扱いをします。

当社は、苦情等の受付窓口を、当社の店頭及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図っております。

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の愛知県弁護士会紛争解決センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、愛知県弁護士会紛争解決センター（052-203-1777）にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉を行っています。